

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

北方町長 戸部 哲哉

市町村名 (市町村コード)	北方町 (21421)	
地域名 (地域内農業集落名)	高屋・柱本・曲路地区	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農振農用地面積の約95%を水田が占める地域で、水稲が盛んである。複数の水田の担い手農業者により水稲が営まれており、比較的農用地の集積は進んでいる。施設園芸を営む担い手もあり、水稲からの作物転換も行われつつある。水田の担い手農業者のほとんどが60歳以上のため、新たな経営体の確保が課題である。  
 畑地については担い手がないため、農地の集積は進んでいない。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田における農地の集積・集約化をさらに進め、持続的な農用地利用と地域農業の振興を模索していく。ブロックローテーションにより農作業の効率化や稲作からの作物転換による収益向上を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	37 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内の担い手農業者(認定農業者等)への農用地の集積及び集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地所有者が農地中間管理機構に転貸した際は、地域計画(目標地図)に基づき、農地を貸し出すこととする。目標地図上に特定の受け手が位置付けられていない場合は、その都度、地域内の担い手農業者と協議するものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
昭和57年度に団体営ほ場整備事業により土地改良を実施し、基盤を整備した。老朽化した水利施設やパイプラインの更新等を段階的に進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人経営体の法人化等の取り組みを推進していく。新規就農希望者に対しては、地域の状況について情報提供を行ったうえ、営農計画との整合性を鑑みながら、就農に向けた支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--